

第5章 さがみはら地域遺産の保存・活用に関する将来像と課題・方針

第1節 さがみはら地域遺産の保存・活用に関する取組状況

1. 文化財の指定・登録と保存・活用の取組

平成18・19（2006・2007）年の旧相模原市と旧津久井4町との市町合併以前は、旧市町の文化財保護条例に基づき、文化財の指定等をしていました。旧相模原市は、平成12（2000）年にそれまでの相模原市文化財保護条例を全部改正し、新たに相模原市文化財の保存及び活用に関する条例（以下「市条例」という。）を施行し、文化財の指定制度のほかに全文化財類型にわたる登録制度を導入しました。合併後は旧町の条例は廃止し、市条例を適用させています。旧町の指定文化財は、市条例及び本市の指定・登録基準に合わせて、新たに市の文化財として指定もしくは登録しています。

市の文化財に指定・登録された後、広く市民に知っていただけるよう、文化財説明板の設置や加除式の文化財リーフレットの発行、市ホームページでの文化財の紹介を行っています。文化財所有者等に対しては、文化財を適切に維持管理していくための支援として、毎年定額による管理奨励金を交付しています。また、市条例により、指定文化財の保存修理と活用及び登録文化財の活用を対象とした補助制度があります。

国の指定・登録及び県の指定文化財は、その価値に応じて新たな指定等を推進する取組を進めています。



図5-1 文化財説明板

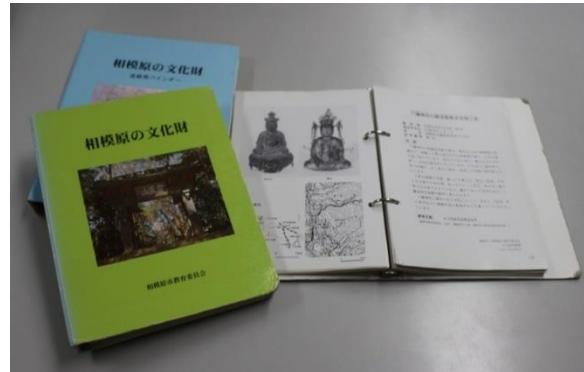


図5-2 文化財リーフレット

2. 文化財の保存修理と展示・公開施設の整備

本市の国指定史跡の内、田名向原遺跡は史跡田名向原遺跡公園及び旧石器時代学習館（旧石器ハテナ館）、勝坂遺跡は史跡勝坂遺跡公園として整備しました。寸沢嵐石器時代遺跡は、戦前に史跡整備を行い、縄文時代の敷石住居跡の露出展示のための覆い屋施設として六角堂を建て、御影石の史跡標柱を建立しました。他に、市指定史跡の当麻東原古墳は街区公園に公園施設として復元整備を行い、当麻谷原古墳（1号墳）は相模原ポンプ場内で復元整備しています。

建造物は県指定の旧青柳寺庫裏を解体・部材保管の後、相模川自然の村公園の整備と合わせて移築復原し、古民家園として公開しています。旧所有者から保存・活用のために寄贈していただいたものに、小原宿本陣（県指定建造物）や旧中村家住宅（国登録建造物）、吉野宿ふじや（市登録建造物）、旧笛野家住宅（国登録建造物）があり、前3件は公開施設として活用しています。旧笛野家住宅は主屋と長屋門があり、公開にいたっていませんが、小規模修理をしつつ、地域の団体と協働して維持管理や資料整理など、公開活用に向けた取組を進めています。

その他、民俗文化財は江戸時代の天保年間（1830～1844年）から行われてきたと伝えられている相模の大凧揚げ文化（市指定）の保存・継承を図ることを主な目的に、大凧センターを建設し、大凧揚げ文化の展示と凧づくりの体験教室の場として市民に提供しています。相模川ふれあい科学館アクアリウムさがみはらは、相模川の水源から河口までを大型水槽で表現し、流域で変わる在来の淡水生物や環境を再現した展示を行っています。相模原市立博物館は人文・自然・天文の総合博物館として資料の収集・保存、調査・研究、展示・教育普及を行っています。



図 5-3 旧青柳庫裏の屋根葺き替え修理



図 5-4 大凧センター内に大凧

図 5-5 相模川ふれあい科学館アクアリウム
さがみはらの飼育展示

3. さがみはら地域遺産の保存・活用と市民協働

市と市民とのパートナーシップによる文化財保護を目的に、文化財ボランティアである「文化財調査・普及員」のボランティア登録制度を平成16（2004）年から導入しています。文化財調査・普及員（以下「普及員」という。）は60名前後が登録しており、民俗芸能大会などの文化財事業にスタッフとして参加するほか、地域班に分かれて定期的な文化財パトロールを実施しています。他に専門分野別に古道班や考古班などがあり、普及員相互の学習会やフィールド調査、資料整理を行っており、日頃の調査成果や地域遺産の普及を目的に機関紙『さねさし』の執筆・編集・発行を行っています。普及員有志により古民家園、史跡田名向原遺跡公園、史跡勝坂遺跡公園の各文化財公開施設に実行委員会を組織し、ガイドボランティアや普及事業の企画・開催、古民家

園の燻蒸などに取り組むほか、地域とも連携して旧石器ハテナ館まつりや勝坂遺跡縄文まつりを開催しています。平成22(2010)年からは津久井城跡の市民協働調査を開始しています。この市民協働調査は、教育委員会文化財課、市立博物館、津久井城跡がある県立津久井湖城山公園の指定管理者と文化財ボランティア(普及員)、博物館ボランティア、公園ボランティアの有志で組織

し、学習会・研修会を行い、年間を通じて人材育成と市民協働による調査、その成果の公開活用に取り組んでいます。

また、本市には多様な管理者が運営する様々な文化財関連施設があります。市立博物館、市立公民館32館、市立図書館3館の社会教育施設や、尾崎聖堂記念館、吉野宿ふじや、県立津久井湖城山公園、相模川ふれあい科学館アクアリウムさがみはらなどで、それぞれの施設の目的に応じて地域遺産や歴史文化に関する様々なイベント、講座・講演会、体験教室、展示会などに取り組んでいます。市民や市民団体による日頃の調査・研究の発表機会として、相模原市文化財展、博物館学びの収穫祭、各公民館まつりなどを市民協働で開催しています。

民俗芸能の市民への披露の機会として、各保存会からなる相模原市民俗芸能保存協会と連携し、民俗芸能大会を毎年開催しています。こうした事業を介して、日頃の民俗芸能の継承や普及に寄与しています。

地域においては、本市の協働事業提案制度や地域活性化事業交付金制度により、地域の多様な団体等が自らの企画等により、市民と行政が手を取り合ってまちづくりや地域活性化が図られています。これらの制度は地域遺産に特化したものではありませんが、事業によっては地域遺産の掘り起こしとガイドマップづくり、説明板の設置、探訪事業の開催など、地域の市民団体主導で地域遺産の保存・活用の取組もみられます。

4. 文化財の防災

有形の指定・登録文化財に対して、市で消火器の設置と点検を行い、所有者等との連携を図っています。また、毎年1月26日の「文化財防火デー」に合わせて、消防署、文化財所有者等と連携した消防訓練や予防査察を実施しています。博物館等の展示・収蔵施設でも施設に応じた防災訓練を行い、防災意識の向上を図るとともに有事に備えています。



図5-6 勝坂遺跡縄文まつり



図5-7 文化財防火デーの消防訓練

第2節 さがみはら地域遺産の保存・活用に関する将来像

本市の地域遺産は、川と台地と山がおりなす風土を背景に、地域の人々の暮らしの中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきたものであり、地域の歴史や文化とのつながりの中で、相互に関連して地域に根付いて存在していることが特色といえます。こうした特色は、本市の地域遺産が置かれている自然環境や周囲の景観、地域遺産を支える人々の活動、維持・継承していくための技術、地域遺産に関する歴史資料や伝承等と一緒にとなって、本市の歴史文化を形成しています。地域遺産とそれを取り巻く歴史文化に触ることは、多くの人がそこに思いを馳せ、魅力を感じ、感動を覚え、さらには発見や気づきを体験し、地域の誇りや愛着を抱き、やがて豊かな市民文化を創造することにつながります。かけがえのない地域遺産を守り、活かし、次世代へと継承することは、過去・現在・未来の豊かな市民文化の創造をつないでいくことにもなります。

本市の地域遺産を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少へと社会が変化していく中で、地域遺産の担い手不足に陥ることが懸念され、地域遺産を将来へと継承していく上で、大きな課題に直面しています。これによる文化財の滅失・散逸等を防ぐため、本市の地域遺産全体の様々な事柄を確認し、文化財所有者・管理者のみならず、市や市民、団体、専門家など多様な主体と手を取り合い、地域全体で地域遺産を保存・活用する取組や仕組みづくりが、本計画作成の大きな目的です。地域に根付いて存在している地域遺産の保存・活用は、本市の総合計画に掲げる将来像「潤いと活力に満ち 笑顔と希望があふれるまち さがみはら」の実現に向けた基本姿勢である「協働によるまちづくり」により進めることが重要であり、その根幹となるのが、シビックプライドの醸成です。地域遺産を核としたまちづくりを進めるためには、様々な人が地域遺産の保存・活用に自ら関わること、地域全体が地域遺産の担い手となる社会の実現に向けた視点をもつことが大切です。そこには一人一人のウェルビーイングの向上が深く関わります。

近年、社会環境の急激な変化が引き起こす様々な課題に対して、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉えるウェルビーイングの考え方方が重視されています。ウェルビーイングは、個人の「心の充足」や「生きがい」を感じる状態が持続することを指しますが、個人のウェルビーイングの深化により、個人のみならず個人を取り巻く「場」が持続的によい状態であることも包括的に含めた概念です（図4-8）。一人一人の住む地域で、地域遺産を取り巻く環境がどのようにすれば「良い状態」でいられるのかについて考えること、ウェルビーイングの向上は、大きな課題に直面しているこれから地域遺産の保存・活用において重要な視点となります。

これらを踏まえ、本市が目指すさがみはら地域遺産の保存・活用に関する将来像を次のとおり定めます。

【さがみはら地域遺産の保存・活用に関する将来像】

みんなでつなぐ さがみはらの歴史文化と豊かな市民文化の創造

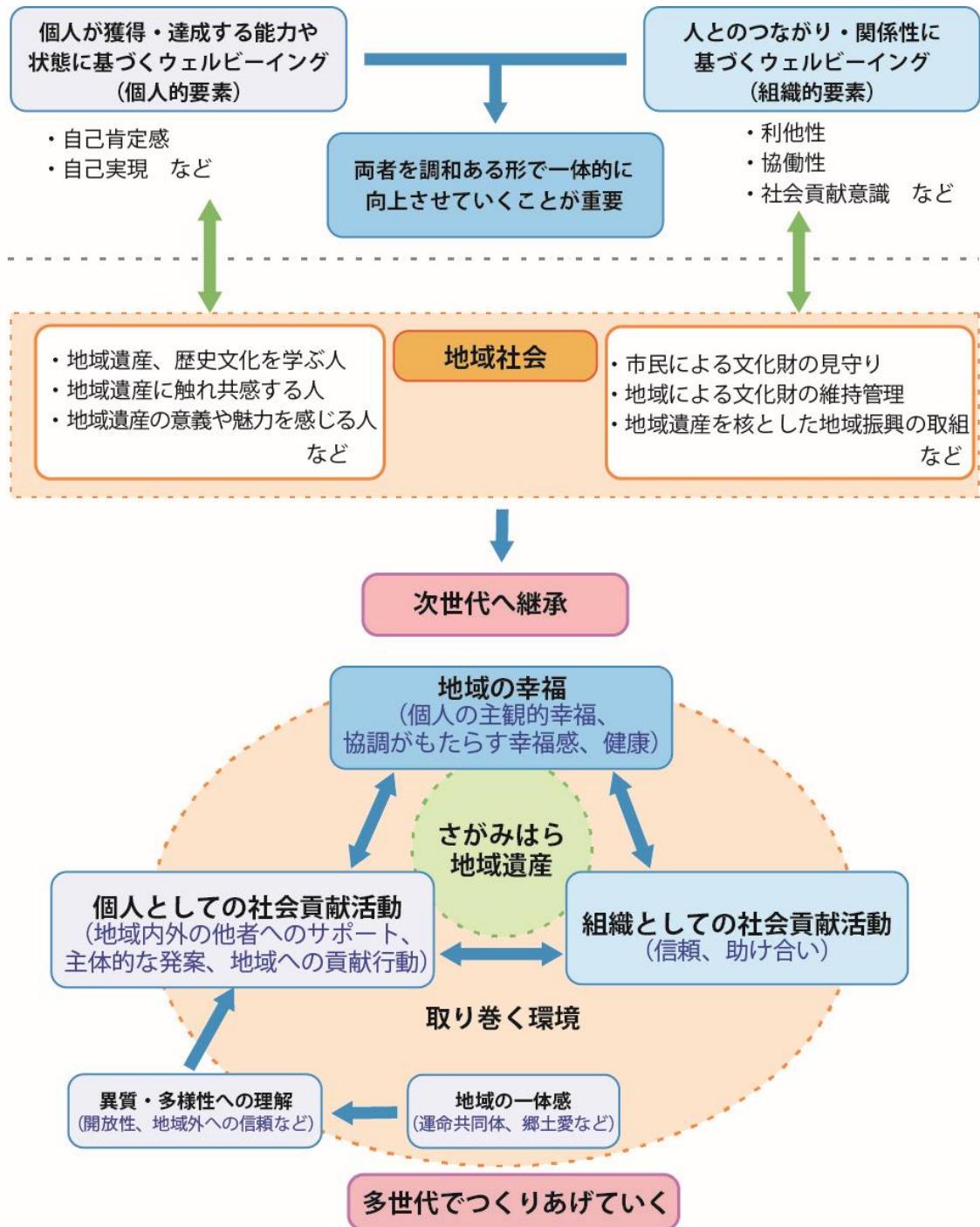


図 5-8 ウェルビーイングとさがみはら地域遺産関係図
(※文部科学省・中央教育審議会資料を一部改変して作成)

第3節 さがみはら地域遺産の保存・活用に関する目指すべき方向性

本計画では第1節で掲げた将来像「みんなでつなぐ さがみはらの歴史文化と豊かな市民文化の創造」を実現するための取組を検討します。取組の検討に際して、さがみはら地域遺産の課題と基本方針を、「発見・発信」「保存」「活用」「守り活かす体制づくり」の4つの視点から整理しました。さがみはら地域遺産を保存・活用し、将来像を実現するための目指すべき方向性、基本的な考え方は次のとおりです。

表 5-1 将来像の実現のための視点と視点に基づく区分

視点	区分	視点・区分の概要
I さがみはら地域遺産の発見・発信	1. 調べる	さがみはら地域遺産の保存・活用を進めるためには、まず対象となる地域遺産を的確に知ることが必要となります。市域に存在するさがみはら地域遺産をあたらためて見いだし、「調べる」ことにより、その価値を知ることから始めなければなりません。
	2. 伝える	見いだしたさがみはら地域遺産を、地域住民をはじめ多くの人が知ることができる環境を整えます。多様な媒体や学習機会を通じて幅広く「伝える」ことにより、地域住民の地域遺産への認知度の向上を目指します。
II さがみはら地域遺産の保存	3. 守り続ける	さがみはら地域遺産は、大切に継承されてきた地域の宝です。これは、一度失うと二度と取り戻すことのできない市民の財産です。このかけがえのない財産を活用するためには、地域遺産を確実に後世へ「守り続ける」ことが重要です。
	4. 備える	さがみはら地域遺産を「守り続ける」ためには、対象を日常的に守る体制をつくり、災害や犯罪などのリスクに「備える」ための取組を推進していく必要があります。
III さがみはら地域遺産の活用	5. 活かす	さがみはら地域遺産を未来につないでいくためには、ただそこにあるだけでなく、今の社会において価値のあるものとして存在していることが重要です。多方面での活用により、様々な波及効果を生み出すことで多様な価値が生まれます。地域遺産が地域住民にかけがえのないものになるよう、活用を通して育てることが大切です。そのために、地域遺産の保存を前提にその価値に触れ、積極的に公開活用することで、地域遺産を核とした地域振興や観光振興に活用することや、学校教育における郷土学習や民俗芸能等の体験学習により、本物に触れて深い学びにつなげるなど、多様な取組により地域遺産を「活かす」ことを目指します。
IV さがみはら地域遺産を守り活かす体制づくり	6. 人づくり	さがみはら地域遺産の保存・活用を確実に実施するためには、それを担う人材を確保し、育て、推進していくための体制づくりが不可欠です。 これまで地域遺産の保存の中心となってきた所有者、管理者や行政機関だけでなく、伝統芸能などの担い手である市民も含め幅広い主体の参加のもと、支える人々を育てる「人づくり」を進めます。
	7. 体制づくり	さらに、これまで個別に実施してきた教育や観光産業などとの連携を強化・体系化して、幅広く持続可能な「体制づくり」の構築を目指します。

第4節 さがみはら地域遺産の保存・活用に関する課題

＜視点I さがみはら地域遺産の発見・発信＞

区分1. 調べる

(1) さがみはら地域遺産を把握する調査が必要

- ・旧相模原市域の『相模原市史』や旧津久井町域の『津久井町史』では文化遺産編が刊行され、編さん事業に伴う調査で地域遺産の把握がされていますが、旧城山町・相模湖町・藤野町域はまとまっておらず、特に絵画や書跡・典籍などの美術工芸品の把握調査ができていません。
- ・相模原地域における博物館準備調査や、津久井地域における『津久井郡文化財』の調査で把握された地域遺産は、調査後からかなりの年数が経過しており、現状調査が必要です。
- ・地域遺産の情報が一元的に管理できていないため、文化財リストの整備が必要です。
- ・調査の専門性や担う人材の育成、調査成果の活用を図るために、多様な主体と連携して調査することが必要です。

(2) さがみはら地域遺産の価値を知る調査・研究が必要

- ・過去に調査されたものも含め、地域遺産の評価や地域史に位置付けるための詳細調査と研究が十分ではありません。
- ・少子高齢化や人口減少により継承が危ぶまれている伝統行事、民俗芸能等の保持者・保持団体である当事者の語り（ナラティブ）を含めた継続的な記録作成や、なくなりつつある近代の地域遺産などの詳細調査とその価値を明らかにする研究が必要です。
- ・開発事業等と埋蔵文化財保護との円滑な調整を図るため、取扱いを判断する事前の試掘調査や記録保存の発掘調査をする必要があります。

区分2. 伝える

(3) さがみはら地域遺産の情報発信が不十分

- ・市民や市外において本市内の地域遺産の認知度が低く、その価値や魅力を知ることのできるコンテンツを開拓するためにも、調査成果を一元的に管理し、地域遺産の情報をわかりやすく、多様な媒体を通して情報発信する必要があります。

(4) 市民が歴史文化を学べる機会が不十分

- ・多くの市民の地域遺産への関心を高めるため、市民等、各種団体、文化財所有者、他自治体など多様な主体と連携し、様々な地域や文化財関連施設、社会教育施設で地域遺産や歴史文化を学び、その魅力を感じてもらう機会を積極的に展開する必要があります。
- ・公開活用されている文化財や文化財関連施設が広大な市域に点在しますが、それらの情報や調査成果を包括的に取り扱うコア施設の機能強化が必要です。

＜視点Ⅱ さがみはら地域遺産の保存＞

区分3. 守り続ける

(5) 文化財の見守りと修理が不十分

- ・文化財の指定・登録による保護措置は、類型や種別、地域による偏りがあり、特に名勝地や動物・植物・地質鉱物の自然遺産と近代の文化財の指定等が進められていません。
- ・指定・登録文化財の経年劣化が生じていないか定期的に確認する必要があり、建造物や美術工芸品、石造物などの有形の文化財は、腐朽や損傷、経年劣化が進んでいるものがあり、劣化防止の対策や本格的な修理が必要です。
- ・文化財関連施設の中には設置・建設から長い期間を経て老朽化しているものもあり、適切な維持管理と施設によっては修繕が必要です。

(6) 文化財を守るための支援が必要

- ・文化財所有者等による文化財の保存管理上の金銭的負担が増加していますが、財源が充分に確保されておらず、文化財の計画的な保存修理ができていません。
- ・担い手不足などから伝統芸能の公演会や地域の伝統行事の継続的な開催が困難です。

(7) 収集保存した資料の収蔵施設が不足

- ・文化財収蔵施設や博物館収蔵庫は資料の収蔵許容量を超過しつつあり、収蔵施設によっては施設の老朽化や保管環境の状況から、資料の劣化が懸念されます。

区分4. 備える

(8) 文化財の防災・防犯の向上が必要

- ・災害時に文化財の被災状況の確認を円滑に行えるよう、文化財ハザードマップの作成や文化財情報を一元的に管理しておく必要があります。
- ・文化財の防災、防犯に対する文化財所有者等や地域住民の意識が十分とは言えず、文化財を地域で守っていこうとする市民意識の向上を図る必要があります。
- ・市が所管する小原宿本陣や個人等が所有する建造物の防災設備の整備が必要です。

＜視点Ⅲ さがみはら地域遺産の活用＞

区分5. 活かす

(9) さがみはら地域遺産を活かした取組が不十分

- ・地域遺産の保存を前提にその価値に触れ、積極的に公開活用することは、地域遺産を核とした地域振興や観光振興に資するものですが、その取組が不十分です。
- ・歴史的・文化的な景観や自然の景勝地などを構成する景観資源を守り、市民の心に残る景観づくりに役立てる必要があります。

(10) 地域の歴史文化の学習機会が不足

- ・学校教育における郷土学習や民俗芸能等の体験学習により、本物に触れて深い学びにつなげるため、さがみはら地域遺産を活かした教育活動が円滑に行えるよう、学習支援環境を整備する必要があります。

<IV さがみはら地域遺産を守り活かす体制づくり>

区分6. 人づくり

(11) 市民協働による取組が不十分

- ・少子高齢化や世代交代、開発の進行などによる地域の歴史文化への関心の希薄化や担い手の不足、未指定文化財等の滅失の懸念があることから、地域遺産の調査や保存・活用を市民協働で推進することが必要です。

(12) 学芸員の人材確保・人材育成が必要

- ・本市の地域遺産の調査、保存・活用など、歴史文化に関するあらゆる事項をけん引する、学芸員の人材確保と人材育成が必要です。

区分7. 体制づくり

(13) みんなで守り活かす体制整備が必要

- ・地域遺産の保存・活用に関して、文化財所有者や地域住民、文化財関係団体、行政など、各主体だけでは解決できない課題への対応方策が必要です。

第5節 さがみはら地域遺産の保存・活用の方針

これまで4つの視点から整理した課題を解決し、本計画の掲げる将来像「みんなでつなぐ さがみはらの歴史文化と豊かな市民文化の創造」を実現するために、次のように方針を定めました。この方針に基づきさがみはら地域遺産の保存・活用に取り組んでいきます。視点、区分、課題と方針の関係性は次のとおりです。

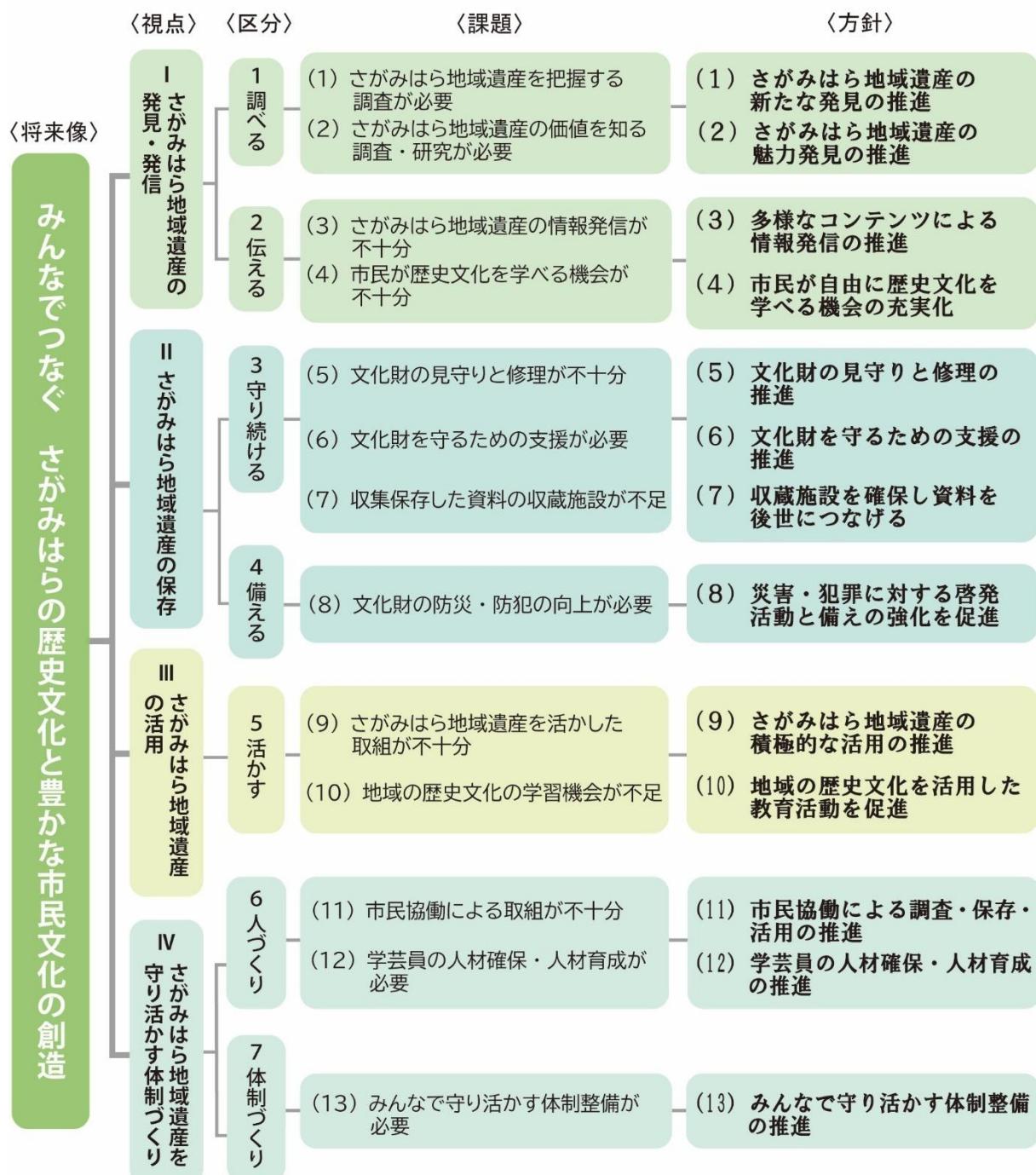


図 5-9 目指すべき将来像・視点・方針の関係性

＜視点Ⅰ さがみはら地域遺産の発見・発信＞

区分1. 調べる

方針(1) さがみはら地域遺産の新たな発見の推進

地域遺産の把握調査の推進

既往調査における地域遺産の類型や種別、時代、地域の偏りをなくすため、専門家や地域、団体、市民等とも連携して市域全体での把握調査を推進します。

地域遺産の現状調査の推進

古い時期に行われた調査は、現存しているかどうかの所在確認や、今日的には評価が異なるものもあり、現状調査による見直しに努めます。

調査に基づく文化財リストの作成・更新

地域遺産の情報を一元的に管理できるよう、文化財リストを作成し、把握調査や現状調査の成果をもとに常時新しい情報に更新するよう努めます。

多様な主体と連携した市民協働調査の推進

専門家や文化財調査・普及員、博物館ボランティア、市民団体等と連携し、地域遺産調査や資料整理を市民協働で推進します。

方針(2) さがみはら地域遺産の魅力発見の推進

個別文化財等の詳細調査の推進

文化財の指定等に関わらず、価値付けのための記録作成等による調査・研究を進め、文化財調査報告書により調査成果の公開に努めます。特に継承が危ぶまれる無形の文化財や近代の文化財などを重点的に調査し、無形の文化財は保持者・保持団体である当事者の語り（ナラティブ）を含めた記録作成も取り組みます。

地域遺産を地域史に位置付けるための研究の推進

人文系・自然系に係る各分野の博物館学芸員を中心として、博物館や公文書館での資料の収集保存と調査・研究を進めます。

埋蔵文化財の発掘調査

開発事業等と埋蔵文化財保護との円滑な調整を図るため、取扱いを判断する事前の試掘調査や記録保存の発掘調査を実施します。未発見の遺跡を把握するため、積極的な試掘調査に努めます。

＜視点 I さがみはら地域遺産の発見・発信＞

区分2. 伝える

方針(3)多様なコンテンツによる情報発信の推進

文化財情報の一元的管理の推進

文化財リストと調査成果をデータベース化し、地理情報システム（G I S）等により文化財情報を一元的に管理し、既存のプラットフォームの活用を含めて公開可能な範囲で公開に努めます。

地域遺産資料のデジタルアーカイブの推進

地域遺産の検索・閲覧ができるようデジタルアーカイブ化し、地域遺産の位置情報もアーカイブ上のマップで閲覧できるよう構築していきます。

多様な媒体による地域遺産の情報発信の推進

本市のホームページ・S N Sを通じて地域遺産の情報発信を行うほか、デジタルアーカイブと連携し、各所に設置した文化財説明板等に二次元コードを表示して、現地での情報発信の充実化を図ります。また、各種のビッグイベントの機会を捉え、地域遺産 P R ブースによる情報発信に努めます。

歴史文化ガイドブック等の作成

各地域版の歴史文化を巡るガイドブック等を作成し、観光振興に寄与する歴史文化ツーリズムの促進を図ります。

方針(4)市民が自由に歴史文化を学べる機会の充実化

歴史文化に関わる展示公開事業の推進

博物館、公文書館、旧石器ハテナ館等で人文系・自然系の様々な分野による歴史文化に関わる展示を企画し、市民の観賞や学習機会の提供に努めます。

テーマ設定に基づく自治体間連携による地域遺産普及事業の展開

甲州街道小原宿本陣を核とした街道沿いの関係自治体や、行政境となる河川沿いで一体的に歴史文化を形成する隣接自治体などと連携し、地域遺産普及事業を展開していきます。

社会教育施設での歴史文化に関わる普及事業の展開

市民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して歴史文化を学ぶことができるよう、博物館、公民館、図書館等で講座・講演会・体験教室・探訪などを開催していきます。

文化財公開施設での文化財普及事業の展開

旧石器ハテナ館や史跡勝坂遺跡公園、古民家園等の文化財公開施設で遺跡まつりや講座・講演会・体験教室・探訪などの普及事業を行っていきます。

博物館をコア施設とした「相模原どこでも博物館」の取組推進

博物館をコア施設とした「相模原どこでも博物館」による関連施設と市民の学習活動のネットワーク化の取組を推進します。

＜視点Ⅱ さがみはら地域遺産の保存＞

区分3. 守り続ける

方針(5)文化財の見守りと修理の推進

文化財の指定・登録の推進

文化財の重要性等により保存・活用の取組が必要な文化財について、市の指定や国・市の登録による保護措置を図っていきます。特に文化財指定等の偏りが顕著な自然遺産や、本市の歴史文化の特性の一つでもある近代の文化財の調査を進め、その価値に応じて指定・登録による保護措置を図っていきます。

市民協働による文化財パトロールの展開

文化財調査・普及員による文化財パトロールや、しおらギフチョウの会や佐野川キマダラルリツバメ保存会等による天然記念物の保全活動、官民合同パトロールなど、市民協働により継続的に実施していきます。

美術工芸品の保存状態の定例的確認作業の推進

信仰の対象として日頃公開されていない仏像彫刻や仏教絵画などは、開山忌法要等の御開帳などの特別公開に合わせて保存状態の確認に努めます。

石造物保存修理マニュアルの作成検討

軟質で風化しやすい石材を用いた石造物の経年劣化による損壊を抑えるため、文化財の材質に合わせた保存管理の好事例を調査し、地質や保存科学の専門家とも連携しながら、劣化防止の対策マニュアルの作成を検討します。

文化財の保存修理の推進

本市が文化財所有者等となる文化財の保存管理計画を作成し、小原宿本陣や旧笛野家住宅などの建造物や博物館資料の美術工芸品などについて、補助制度や助成制度を活用して必要な保存修理を進めていきます。

文化財関連施設の適切な維持管理

遺跡公園や旧石器ハテナ館等の文化財関連施設を適切に維持管理し、良好な環境を保つため、補助制度や助成制度を活用して必要な修繕を進めていきます。

方針(6)文化財を守るための支援の推進

文化財所有者等と行政が連携し、多様な財源確保の制度活用を推進

文化財所有者が行う文化財の保存修理に際し、国・県の各種補助金や助成団体による助成制度、ふるさと納税やクラウドファンディングなどの多様な財源確保策の制度を把握し、活用推進を図っていきます。

文化財所有者等への保存管理上の支援

所有者等が行う日常的な管理や継承に係る管理奨励金等を交付するほか、文化財の保存修理や防災対策に際して、専門的見地からの指導・助言や保存修理補助金による支援を行っていきます。

無形の文化財の活動の支援

伝統芸能の公演会や継承のための活動、地域で守り継承されている伝統行事の支援を行っていきます。また、国の補助制度を活用して民俗芸能の保存会等による用具等整備や後継者養成、記録作成・情報整備事業の支援を行っていきます。

方針(7)収蔵施設を確保し資料を後世につなげる

博物館資料コレクションポリシーの作成検討

博物館資料等の適切な収蔵管理のため、資料収集にかかる基本方針や収集基準となるコレクションポリシーを作成し、一定の考え方に基づき資料の収集保管を行っていきます。

文化財・博物館収蔵施設の整備充実化の検討

埋蔵文化財の出土品や美術工芸品等を含めた博物館資料等の適切な保存環境を維持し、収蔵管理するため、収蔵施設の整備充実を図ります。

〈視点Ⅱ さがみはら地域遺産の保存〉

区分4. 備える

方針(8)災害・犯罪に対する啓発活動と備えの強化を促進

防災・防犯への活用を踏まえた文化財情報の一元的管理の推進

防災・防犯に活用できるよう文化財リストのデータベース化と地理情報システム(G I S)により文化財情報を一元的に管理し、災害発生時に文化財レスキューで迅速に対応できるように備えます。

文化財防災・防犯の意識向上の促進

『神奈川県文化財防災対策マニュアル』をもとに、本市の状況に則った文化財防災マニュアルを整備し、指定等文化財の所有者等に配布するなど普及啓発を図り、防災対応、防災・防犯意識を高める取組を促進します。

文化財ハザードマップの作成・周知の推進

各種ハザードマップ等を集約したさがみはら防災マップをもとに、文化財に関する災害危険箇所等を把握し、さがみはら文化財ハザードマップを作成して文化財所有者等に注意喚起する取組を推進します。

文化財防火訓練の推進

文化財防火デーに合わせて、消防署と文化財所有者等が連携した消防訓練や予防查察、文化財公開施設における防災訓練を継続的に実施していきます。

指定等文化財の防災・防犯設備の設置促進

指定等文化財の建造物の耐震化や防災・防犯施設の整備について、国等の文化財補助制度を活用して設置を促進します。

<Ⅲ さがみはら地域遺産の活用>

区分5. 活かす

方針(9) さがみはら地域遺産の積極的な活用の推進

歴史的建造物の公開・活用の推進

歴史的建造物や遺跡公園を会場とした公演会等のイベントを開催する、ユニークベニュー（特別な会場）としての活用を推進します。また、歴史的建造物の積極的な公開・活用が図れるよう、必要な保存・修理と環境整備を進めています。

歴史文化ツーリズムの促進

各地域版の歴史文化を巡るウォーキングトレイル・サイクリングコースのルートを作成し、文化財や地域資源を周遊するネットワークの整備を促進します。

歴史文化の景観形成の推進

心を豊かにする景観づくりとして、歴史的建造物や地域のシンボルとなっている景観資源を景観重要建造物や景観重要樹木に指定するなど、歴史文化を守り活かす景観形成の取組を推進します。

古民家空き家等の利活用支援の推進

『空き家の利活用マニュアル』を活用した所有者等への支援や相談員の派遣、空き家バンクの運営を通して、古民家空き家の利活用支援を推進します。

方針(10) 地域の歴史文化を活用した教育活動を促進

学校教育における郷土学習支援の充実化を図る

学校教育における学習指導計画を立てる際に役立てられるよう、教員向けの各学校周辺歴史文化ガイドブックの提供や、校外学習における文化財所有者等との連絡調整、ガイドボランティアの派遣を支援する制度を構築していきます。

また、地域固有の伝統文化として継承されている民俗芸能を体験し学ぶとともに、民俗芸能の継承充実化を図るために、学校教育において地域の民俗芸能に触れられる機会を提供できるよう学校と民俗芸能保持団体との橋渡しの支援を行っていきます。

<IV さがみはら地域遺産を守り活かす体制づくり>

区分6. 人づくり

方針(11) 市民協働による調査・保存・活用の推進

市民協働に基づく文化財ボランティア登録制度の推進

文化財ボランティアの登録制度による文化財調査・普及員の登録を推進し、地域遺産の調査・保存・活用を市民協働により積極的に展開できるよう、研修等を充実させて育成を図ります。

文化財ガイドの市民協働の推進

史跡田名向原遺跡公園、史跡勝坂遺跡公園、博物館等の文化財公開施設で、文化財調査・普及員や市民学芸員等によるボランティアガイドのほか、古民家園での公開による囲炉裏の火焚きによる燻蒸を市民協働で行っています。

市民団体等の調査・研究成果の発表機会の充実化

市民団体等と連携し、多様な主体が歴史文化に係る調査・研究を行った成果を発表できる機会として、博物館での学びの収穫祭や各地域の公民館まつりなどを開催していきます。

市民団体等の地域遺産保存・活用事業の支援

市民団体等が主体となって地域遺産を地域振興などの観点から保存・活用する取組に対し、提案型市民協働事業や地域活性化事業等による財政的支援を行っていきます。

方針(12) 学芸員の人材確保・人材育成の推進

学芸員の人材確保と人材育成の推進

各種専門分野や年齢構成を考慮し、文化財所管課、博物館等の学芸員採用を計画的に進め、地域遺産の保存・活用を担う学芸員かつ行政職員としての資質向上のための学芸員人材育成方針を定め、地域遺産のデジタル化推進を含めた人材育成を図っていきます。

<IV さがみはら地域遺産を守り活かす体制づくり>

区分7. 体制づくり

方針(13)みんなで守り活かす体制整備の推進

文化財保護審議会の開催

新たな文化財の市指定・登録を審議会で検討し、指定等に係る答申や、文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議を行っていきます。

地域遺産制度創設の検討

市条例による文化財の指定・登録は、教育委員会が選定して保護措置を図るものとしており、地域団体や市民等が自ら関わって積極的に地域遺産の保存・活用に取り組めるよう、市民提案型により地域遺産の保存・活用を支援する地域遺産制度の創設を検討します。

地域計画事業を推進する組織体設置の検討

本計画に基づく取組の実行を担う組織として新たに協議会等を設置し、国の補助制度を活用してシビックプライドの向上と市民協働による事業展開ができるよう検討します。